

○ 地域安全推進委員の委嘱について

(令和3年12月17日付け香地域第65号)

地域安全推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱については、「地域安全推進委員の委嘱について」（平成13年2月1日付け例規香地第18号。以下「旧例規」という。）に基づき実施しているところであるが、旧例規の保存期間満了にあわせて様式の一部を見直し、令和4年1月1日から下記のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、令和3年12月31日をもって廃止する。

記

1 委嘱人数

推進委員は、交番又は署所在地にあってはおおむね20人、駐在所にあってはおおむね10人とする。

2 推薦

交番等の警察官は、推進委員を署長に対し推薦するときは、香川県地域安全推進委員規程（平成12年香川県警察本部告示第18号。以下「規程」という。）第2条第1項に掲げる要件を満たしていることを確認した上で、別記様式第1号の地域安全推進委員推薦書により行うものとする。

3 推進委員の委嘱状

推進委員の委嘱は、署長が規程第2条第1項の規定により本部長の承認を得て別記様式第2号の委嘱状を交付して行うものとする。

4 推進委員名簿の作成及び保管

(1) 署の地域警察を担当する課の長は、前項の委嘱を行った推進委員について、別記様式第1号の地域安全推進委員名簿を作成して保管するものとする。

(2) 交番等の警察官は、前項の委嘱を行った推進委員について、交番等の所管区ごとに規程第11条に規定する所管区協議会の地域安全推進委員名簿を作成して保管するものとする。

5 報告

署長は、推進委員の委嘱を行ったときは、地域安全推進委員名簿により、警察本部生活安全部地域課長を経由して、本部長に報告するものとする。

6 その他

規程第11条に規定する所管区協議会又は規程第14条に規定する警察署協議会の名称には、それぞれの交番等又は署の名称を冠すること。

別記様式第1号(2、4、5関係)

地域安全推進委員推薦書  
地域安全推進委員 名簿

所属	協議会名又は交番等名	役職	氏名	性別	生年月日	住所	電話	指定兼務			その他の兼務				表彰歴	当初委嘱年度	備考
								補	少	交	自	民	保	管			

備考

- 1 指定兼務欄及びその他の兼務欄の凡例は次のとおりである。
  - ・補 ～少年警察補導員
  - ・少 ～少年指導委員
  - ・交 ～地域交通安全活動推進委員
  - ・自 ～自治会役員
  - ・民 ～民生委員
  - ・保 ～保護司
  - ・管 ～安全運転管理者
  - ・協 ～交通安全協会役員
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（3関係）

# 委 嘱 状

（ 氏 名 ） 様

あなたを地域安全推進委員に委嘱します。

年 月 日

警察署長 （ 氏 名 ） 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。